

呉市移住希望者 住宅取得支援事業

UIJターンの促進と増加する中古住宅の流通促進のため、市外からの移住希望者が一戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。



市外からの移住者が
中古一戸建て住宅を購入した場合

最大100万円

基本額

50万円

+

加算額

新婚・子育て世帯の場合

30万円

親世帯と近居の場合

10万円

住宅の所在が島しょ部の場合

10万円

対象者・補助額

- 本市に転入し、本市に定住するための中古住宅を購入する方
※過去3年間(転入日から起算して)、呉市の住民基本台帳に記録がないこと。
※三親等内の親族から中古住宅を購入する場合を除く。
- 基本額 上限50万円(購入費の1/2)
- 加算額 最大50万円

加算対象	内容	加算額
新婚世帯	交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに50歳未満の世帯。	30万円
子育て世帯	交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等を含む)がいる世帯。	
親世帯と近居	親世帯と同じ小学校区内に居住すること、又は、親世帯の住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。	10万円
島しょ部	音戸地区、倉橋地区、下蒲刈地区、蒲刈地区、豊浜地区、豊地区	10万円

対象住宅

- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する『一戸建ての中古住宅』。
(併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 転入日から遡って過去3年以内に呉市の住民基本台帳に記録がないこと。
- 自治会に加入すること。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。

注意点・手続き上の期限等

- 中古一戸建て住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- 令和4年度予算の範囲内で実施する事業です。
※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

本補助金の活用とセットで

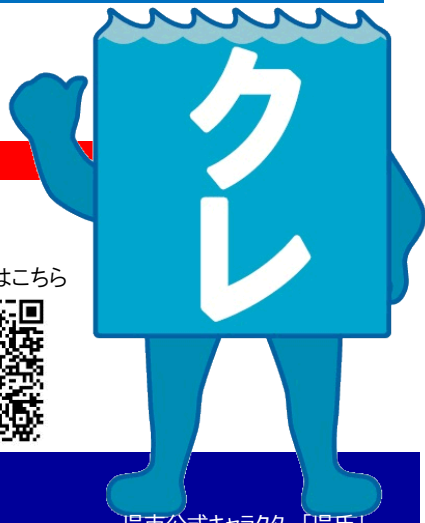
【フラット35】 地域連携型も利用できます。

【フラット35】
の借入金利から
年▲0.25%

利用申請書式はこちら



きて



呉市公式キャラクター「呉氏」

お問い合わせ先: 呉市住宅政策課 定住サポートセンター

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F

(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831